

台北駐日経済文化代表処 募集要項

【募集する職種及び人数】	代表処事務職員 正式採用 1名・予備採用 2名（予定）
【応募資格】	<ol style="list-style-type: none">中華民国国籍または日本国籍の者（日本国籍でない者は、日本における長期居留資格を有し、<u>留学ビザまたは更新が必要な就労ビザでないこと</u>）。男女不問。大学卒業以上、日本語ネイティブレベル、中国語と英語語でコミュニケーションがとれること。日本の運転免許で自動車の運転ができること。過去に不良な記録が無いこと。
【採用方法】	<ol style="list-style-type: none">第一段階：書類審査（書類審査通過者のみ第二段階試験に進みます）。第二段階：筆記試験（中日・日中翻訳）、実務試験（窓口クレーム処理、電話応対、緊急事件処理、グループ討論等）、面接試験。
【仕事内容】	本代表処領事窓口業務、緊急救助業務の補佐、一般事務。
【待遇】	中華民国外交部の定める給与体系などに基づいて給与を支給します。
【応募方法】	<ol style="list-style-type: none">履歴書 1 部（A4 用紙に中国語または日本語で、氏名・年齢・国籍・学歴・職歴・日本の運転免許の有無と運転経験・住所・電話番号を明記し、4cm X 5cm 顔写真 2 枚を貼付してください）。日本語または中国語での自己 PR 文 1 部（A4 用紙 500 字以内）。パスポート及び在留カードのコピー（日本国籍の者は在留カードのコピーは不要）、住民票（世帯全員記載）の写し。最終学歴証明（卒業証明書）と日本の運転免許証のコピー。以上の書類を <u>2026年1月13日までに</u>（〒108-0071 東京都港区白金台 5-20-2 台北駐日経済文化代表処人事室）まで<u>書留で郵送してください</u>。上記期日を過ぎた場合受付致しません。尚、提出された履歴書等は返却しま

	せんので予めご了承ください。
【試用期間及び 雇用期間】	採用者は秘密保持誓約書に署名の上、試用期間は3ヶ月～6ヶ月、期間満了時に合格すれば、1年間の契約となり、満了時に勤務態度が良好であれば引き続き契約を更新します。
【注意事項】	<ol style="list-style-type: none">1. 書類審査通過者には電話にて第二段階の筆記試験、面接及び実務試験の場所・日時を通知します。尚、書類審査未通過者には通知しません。2. 正式採用者の出勤開始日は、改めて通知します。予備採用者は正式採用者が勤務できなかつた場合、試験日から3カ月以内に当代表処より順次繰り上げ採用の通知を致します。3. 問合わせ先：03-3280-7804 人事室
【採用者の出勤開 始予定日】	2026年1月